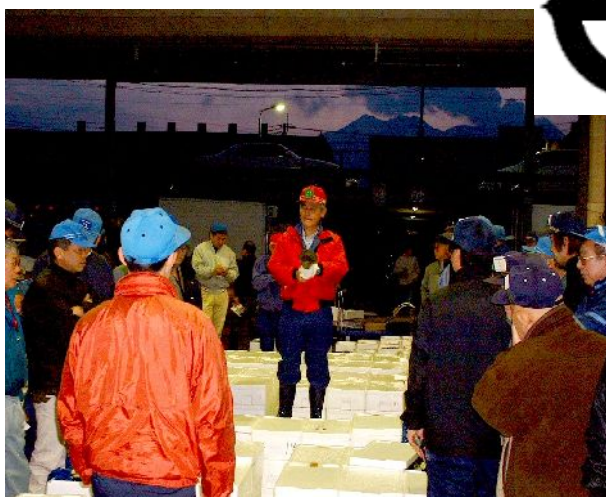


鹿児島市中央卸売市場 整備計画



鹿児島市

はじめに



鹿児島市中央卸売市場は、大正12年3月に公布された中央卸売市場法に基づき、全国で7番目、九州では最初の中央卸売市場として昭和10年11月に業務を開始しました。

これまで、戦前、戦後を通じての統制経済の時代、また復興時代並びに高度経済成長時代など、その時々々の社会情勢の中で、本市はもとより、南九州の生鮮食料品流通の中核的拠点市場として、その役割を果たしてまいりました。

しかし、近年、卸売市場を取り巻く環境は、生鮮食料品の流通の広域化や情報化の進展、消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりなど大きく変化してきており、卸売市場には、さらに生産・消費の期待に応えられる安全・安心で効率的な流通システムの転換が求められています。

この度、このような状況に対応するため、当市場の将来的にあるべき方向性を明確にし、それに基づいたハード面、ソフト面の整備方針を定めた「鹿児島市中央卸売市場整備計画」を策定いたしました。

今後とも、市場関係業者の皆様のご協力をいただき、この計画の基本コンセプトである「魅力と活力にあふれた機能的な市場づくり」の実現を目指して、施策の推進に積極的に取り組んでまいります。

終わりに、計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様をはじめ、鹿児島市中央卸売市場整備計画検討委員会の皆様に深く感謝を申し上げます。

平成21年3月

鹿児島市長 森 博 幸

目 次

序 章

1. 整備計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
2. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1

第1章 中央卸売市場の沿革及び機能

1. 鹿児島市中央卸売市場の沿革・・・・・・・・・・P 2
2. 位 置・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
3. 中央卸売市場の機能・・・・・・・・・・P 3～P 4

第2章 全国の卸売市場を取巻く背景

1. 卸売市場経由率・・・・・・・・・・P 5
2. 食生活の変化・・・・・・・・・・P 5
3. 食の安全・安心への関心の高まり・・・・・・・・・・P 5
4. 生産及び流通構造の変化・・・・・・・・・・P 5～P 6
5. 規制緩和の波・・・・・・・・・・P 6～P 7

第3章 中央卸売市場における流通の現状

1. 九州・沖縄地区中央卸売市場の現状・・・・・・・・・・P 8～P 9
2. 本市場の現状・・・・・・・・・・P 10～P 15

第4章 本市場の将来

1. 基本コンセプト・・・・・・・・・・P 16
2. 本市場の方向性・・・・・・・・・・P 17
3. 基本目標の設定・・・・・・・・・・P 17～P 20

第5章 整備の方針・・・・・・・・・・・・・・・・P 2 1

1. 青果市場全体図・・・・・・・・・・・・・・・・P 2 2

2. 魚類市場全体図・・・・・・・・・・・・・・・・P 2 2

第6章 市場の再編

1. 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・P 2 3

2. 本市の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・P 2 3

施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・P 2 4～P 2 5

資料編

資料1 全国中央卸売市場概要・・・・・・・・P 2 6～P 2 7

資料2 人口動態の推移・・・・・・・・P 2 8～P 2 9

資料3 外食・中食の動向・・・・・・・・P 3 0～P 3 1

資料4 農林水産業就業人口の推移・・・・・・・・P 3 2

資料5 農水産物生産量の推移・・・・・・・・P 3 3～P 3 4

資料6 流通形態の多様化・・・・・・・・P 3 5

資料7 食料自給率・・・・・・・・P 3 6

資料8 輸入生鮮食料品の増大・・・・・・・・P 3 7

資料9 関係法令等・・・・・・・・P 3 8～P 3 9

資料10 用語解説・・・・・・・・P 4 0～P 4 3

資料11 鹿児島市中央卸売市場整備計画検討委員会

・設置要綱・・・・・・・・P 4 4

・委員名簿・・・・・・・・P 4 5

序 章

1 整備計画策定の目的

中央卸売市場は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的に設置されました。

しかし、近年卸売市場を取巻く環境は、流通構造の変化による市場外流通の増大など、大変厳しい状況になっています。

さらに、食の安全・安心の確保や物流機能の高度化への対応など、卸売市場に求められる機能や役割も大きく変化してきており、いかに時代の潮流に適応していくかが問われています。

国においては、このような流通環境の変化に対応すべく、卸売市場法の改正をはじめ様々な政策を実施してきており、本市中央卸売市場でも、国、県、関係機関とも相互に協力し、役割を果たすために適正に運営を行っているところです。

今後、市場が生鮮食料品流通の要として機能していくためには、生産・消費両サイドのニーズを的確に把握し、その要望に柔軟に対応していくことが重要です。

このような状況を踏まえ、中長期的な観点から施設の整備をはじめ、将来的にあるべき方向性を明確にし、その方向性に基づいたハード・ソフトの両面について検討を行い、健全な市場運営を目指すことを目的として、中央卸売市場整備計画の策定を行うこととしました。

2 計画の期間

本計画の実施期間は、平成21年度を初年度として目標年度を平成30年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて内容を見直してまいります。

第1章 中央卸売市場の沿革及び機能

1 鹿児島市中央卸売市場の沿革

鹿児島市中央卸売市場は、昭和10年4月12日に農林省の開設認可を受け、全国で7番目、九州では最初の中央卸売市場として昭和10年11月3日に住吉町で業務を開始しました。

当初は、青果物・水産物の総合市場として業務を行っていましたが、経済の発展とともに取扱量の増大や輸送車両の大型化などにより市場敷地が手狭になったことから、城南町の現在地に魚類市場を建設し、昭和42年4月3日に業務を開始しました。

昭和46年には卸売市場法に基づいた国の第1次中央卸売市場整備計画に本市青果市場が移転整備すべき市場として組み込まれたことから、南九州の流通拠点としての市場機能を十分発揮するため、昭和51年11月4日に東開町の現在地に移転開業し現在に至っています。

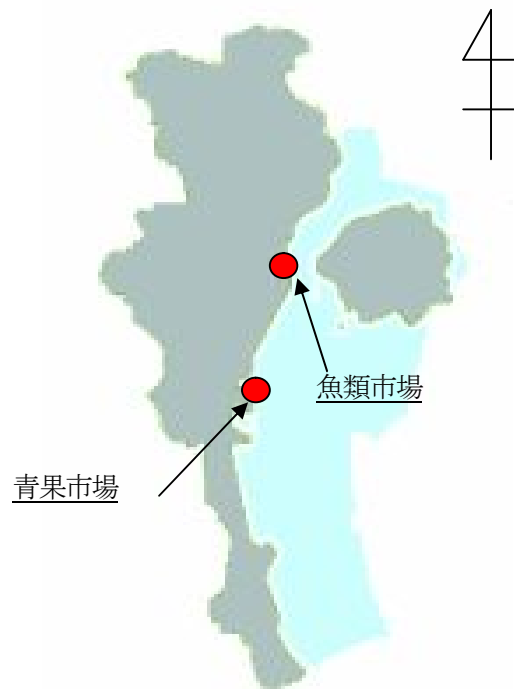
2 位置

○青果市場

鹿児島市東開町11番地1

○魚類市場

鹿児島市城南町37番地2



青果市場



魚類市場

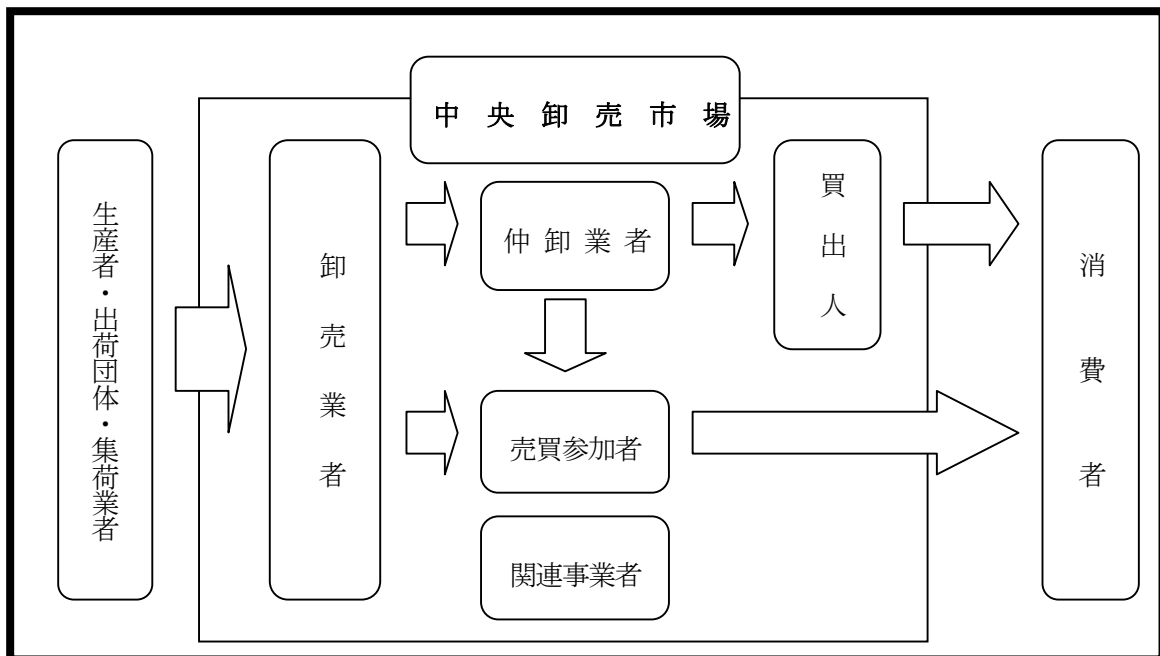
3 中央卸売市場の機能

中央卸売市場は、食生活に欠かすことのできない生鮮食料品（野菜、果実、水産物など）を国内外より集荷し、適正な価格を付けて消費者の台所へ送る役割を担う公設の卸売市場であり、全国に50都市79市場（平成20年4月現在）が設置されています。

(1) 卸売市場の機能

- ・大量かつ能率的な集分荷
- ・多種多様な品目の豊富な品揃え
- ・適正な価格形成
- ・確実迅速な決済
- ・需給に係る情報の収集及び伝達

(2) 取引の流れ



(3) 開設者

卸売市場法、業務条例、施行規則等に基づいて市場を開設し、施設の維持管理及び業務の認可などを行うとともに、取引が公正に行われるよう指導監督を行います。附属機関として、市場運営協議会と市場取引委員会が設置されています。

(4) 市場関係業者

①卸売業者

卸売業者は、農林水産大臣の許可を受けて、出荷者から販売委託又は買付により集荷した品物を、仲卸業者及び売買参加者に卸売りをします。販売方法は、せり売又は相対取引などの方法で行われ、卸売業者は、委託者から手数料を収受します。

②仲卸業者

仲卸業者は、開設者の許可を受けて、卸売業者から買受けた品物を分荷調整して、市場内の仲卸店舗で売買参加者や買出人に販売又は他の市場等へ転送販売する業者で、専門的・技能経験をもって品物を評価し、市場における価格形成に重要な役割を果たしています。

③関連事業者

開設者の許可を受けて市場機能を補完するため又は市場を利用する人達の便益を図るため、市場内の店舗、その他の施設において営業をしている者で、関連食品、雑貨販売、冷蔵庫業、飲食業などを営む業者をいいます。

④売買参加者

生鮮食料品の小売業者、加工業者及び大口需要者のうち、開設者の承認を受けて仲卸業者と同様に卸売業者から直接販売を受けることができる者で、市場外の店舗で一般消費者へ小売りする業者をいいます。

⑤買出人

仲卸業者から生鮮食料品を買受け、市場外の店舗で主として一般消費者へ小売りする業者で、売買参加者ではない小売業者及び飲食店業者などをいいます。

○関係業者数の推移

経営不振や後継者不足などにより、仲卸業者及び小売店を中心とした売買参加者の数は減少傾向にあります。

項目 年度	青果市場				魚類市場			
	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	関連事業者	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	関連事業者
9	2	29	202	33	2	38	118	14
10	2	29	194	33	2	37	118	13
11	2	29	191	33	2	37	125	13
12	2	29	180	32	2	37	124	13
13	2	29	172	31	2	36	117	13
14	2	29	172	28	2	36	115	13
15	2	29	167	28	2	36	112	13
16	2	29	168	29	2	35	110	13
17	2	29	165	28	2	35	109	13
18	2	29	169	26	2	32	108	12
19	2	29	165	27	2	30	107	12

第2章 全国の卸売市場を取巻く背景

1 卸売市場経由率

①卸売市場経由率の推移（卸売市場データ集より）

市場外流通の増加により、全国的に卸売市場経由率は年々減少傾向にあります。

（単位：％）

項目	年度	元年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
	青果		83.0	74.8	71.4	70.9	69.3	70.3	69.5	65.8
		49.2	45.0	43.4	43.6	42.2	43.7	43.1	40.9	40.3
野菜		85.8	82.8	80.3	79.2	79.4	80.0	79.2	76.8	75.4
		50.9	50.4	49.6	49.5	49.1	50.8	50.0	48.6	47.9
果実		78.0	61.7	57.2	57.6	54.1	55.5	54.0	49.0	48.6
		46.2	36.1	33.6	34.1	32.0	32.8	32.1	29.3	28.8
水産		74.6	71.6	68.6	66.2	62.5	61.2	63.2	62.9	61.3
		64.6	59.5	57.6	56.5	53.9	53.1	54.7	55.2	53.5

※上段は卸売市場全体の経由率で、下段はその中で中央卸売市場が占める割合です。

2 食生活の変化

①少子高齢化、単身世帯の増加

②ライフスタイルの多様化

外食や中食が一般化してきています。

3 食の安全・安心への関心の高まり

①コールドチェーンの徹底

②トレーサビリティの構築

食品関係事故などの発生により、消費者の食の安全・安心に対する関心が非常に高くなっており、生産者や流通機関に対する生鮮食料品の品質管理の徹底についての社会的ニーズが高まっています。

4 生産及び流通構造の変化

①産地の大型化

生産者団体の農業協同組合や漁業協同組合では、経営や事業の見直しなどに伴う合併や統合が進み、市場取引における価格形成に対する発言力も強まっており、市場の機能面・サービス面・価格面などで出荷先を選別する傾向にあります。

②大型量販店の進出

地元の小売店が衰退していく中、県外資本の大型量販店の新規参入が相次いでいますが、これら大型量販店は一括仕入が主流を占めるため、流通形態の変化の一因となっています。

③輸入生鮮食料品の増大

農業については、高齢化等に伴い耕作面積や就業人口が減少し、漁業についても、漁業生産量や就業人口が減少しており、国内生産量の低下や輸入自由化などを背景として生鮮食料品の輸入割合が増加している状況です。

④インターネット取引や通信販売の普及

インターネット取引や通信販売、直売所の増加など流通形態も多様化しています。

5 規制緩和の波（卸売市場法一部改正 平成16年法律第96号）

①直荷引き、第三者販売の拡充

・直荷引き

仲卸業者は、場内では原則卸売業者以外からの仕入れが禁止されており、卸売業者から買い入れることが困難な場合、例外的に開設者から許可を得ることで、産地などから直接商品を買付けることが可能でしたが、卸売市場法の改正により、他市場の卸売業者同士で締結した契約に基づく他市場卸売業者との取引や、国内産生鮮食料品の新規需要開拓のための産地との契約による取引の場合が新たに例外取引として追加されました。

・第三者販売

卸売業者は、原則仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売りをすることは禁止されており、残品が生ずる恐れがある場合などに限り例外的に第三者販売が許可されていましたが、卸売市場法の改正により、他市場の卸売業者同士で締結した契約に基づく市場間連携取引や、新商品開発のための国内農林水産物の食品製造業者等との供給契約に基づく業者間連携取引が新たに例外取引として追加されました。

②商物一致規制の緩和

インターネットなどを活用する取引方法により、市場に商品の現物がなくても卸売りが可能となりました。

③委託手数料の弾力化（平成21年4月から施行）

長年にわたり、全国一律で開設者が定めていた委託手数料について、卸売業者が提供する機能、サービスに見合った委託手数料の徴収を行うことを可能とする制度に弾力化されます。この制度改正を受け、各市場において市場関係業者の意見を聞きながら、それぞれの卸売市場の開設者が委託手数料の決定方法を定めることとなります。

④買付集荷の自由化

従来、卸売業者の集荷方法は委託集荷が原則であり、例外的に買付集荷を行う場合は開設者の承認が必要でしたが、集荷方法に制限がない自由な取引が可能になりました。

⑤業務内容の多角化

卸売業者の兼業業務や他の法人に支配関係を持つに至った場合の国への届出義務が廃止されました。

卸売業者又は仲卸業者は開設者へ届出を行うことにより、開設区域内において市場外で販売行為を行うことが可能となりました。

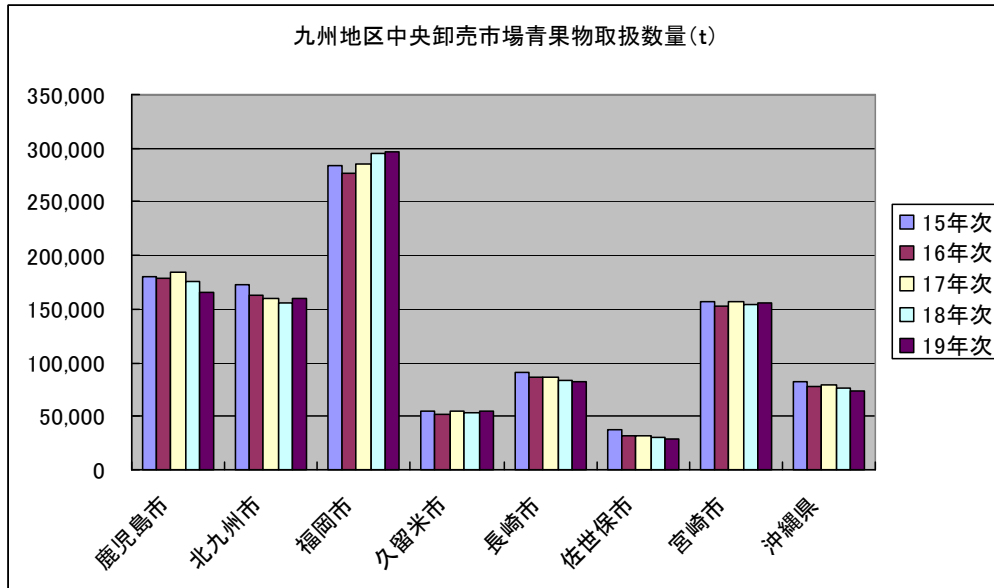
第3章 中央卸売市場における流通の現状

1 九州・沖縄地区中央卸売市場の現状

(1) 過去5年間の取扱数量

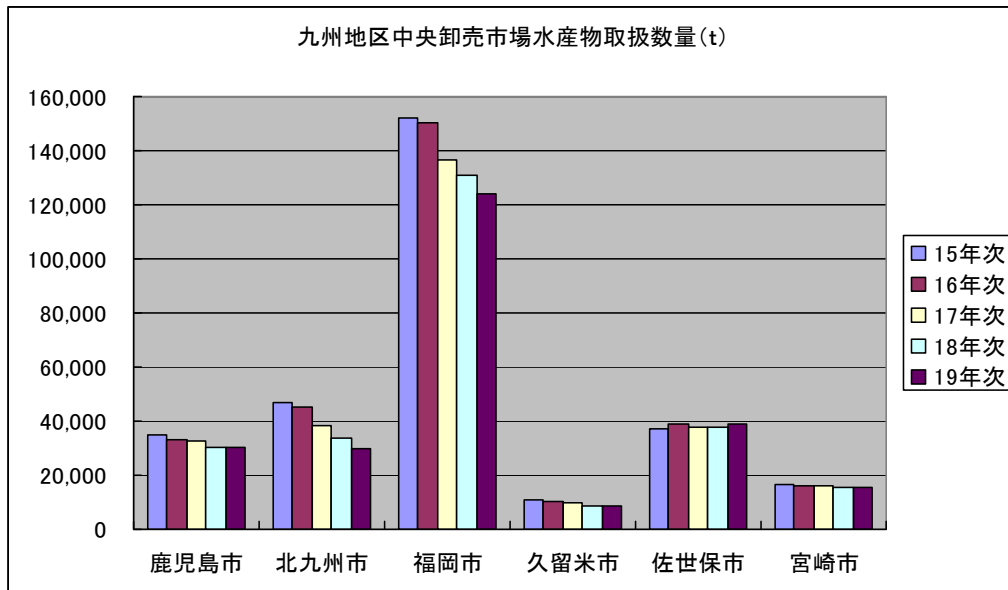
九州・沖縄地区の中央卸売市場における青果物・水産物の取扱数量は、全体的にみると減少傾向にあり、特に水産物については減少率が大きい状況です。

①青果物



市場名	年次	取扱数量 (t)					5年間の下落率
	15年次	16年次	17年次	18年次	19年次		
鹿児島市	180,129	179,218	183,759	175,315	165,072	-8.36%	
北九州市	172,169	162,852	160,398	156,214	160,208	-6.95%	
福岡市	283,924	276,881	285,615	294,633	296,182	4.32%	
久留米市	54,990	52,479	55,366	53,640	55,128	0.25%	
長崎市	90,688	86,253	86,961	83,490	82,812	-8.68%	
佐世保市	36,903	31,742	31,691	29,640	29,257	-20.72%	
宮崎市	157,153	152,735	156,351	154,313	155,731	-0.90%	
沖縄県	81,927	77,718	79,625	76,196	73,972	-9.71%	

②水産物



市場名 \ 年次	取扱数量 (t)					5年間の 下落率
	15年次	16年次	17年次	18年次	19年次	
鹿児島市	35,053	33,189	32,569	30,497	30,445	-13.15%
北九州市	46,993	45,350	38,524	33,584	29,820	-36.54%
福岡市	152,279	150,109	136,343	130,602	123,913	-18.63%
久留米市	10,821	10,479	9,447	8,466	8,403	-22.35%
佐世保市	37,072	38,702	37,548	37,807	38,843	4.78%
宮崎市	16,765	16,252	15,992	15,422	15,219	-9.22%

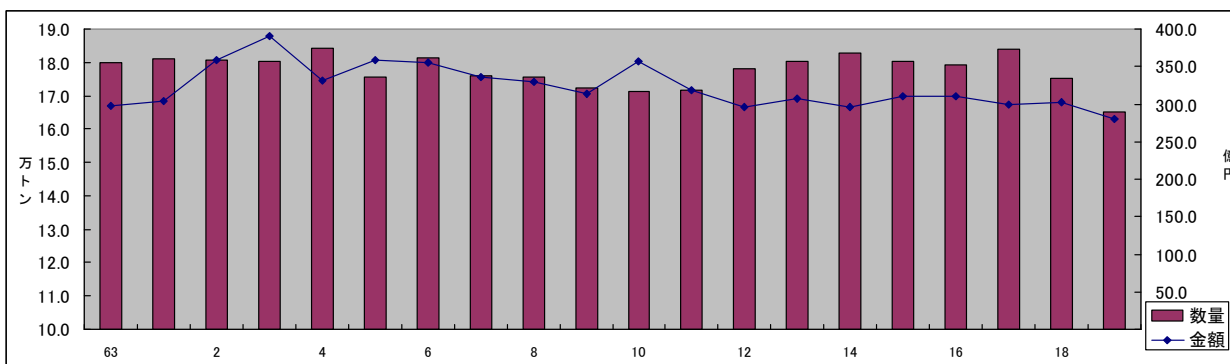
2 本市場の現状

(1) 取扱数量及び金額

過去5年間の取扱数量及び金額の動向をみると、青果市場はほぼ横ばいですが、魚類市場については数量・金額ともに減少しています。取扱高の減少傾向は全国的なもので、今後もこの傾向は続くものと思われます。

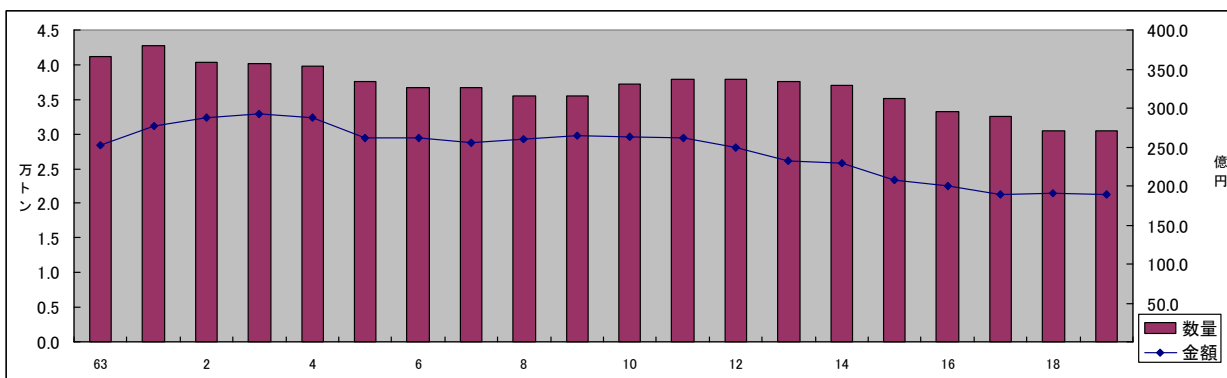
①青果市場

(数量：万トン、金額：億円)



年次	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
数量	18.0	18.1	18.1	18.0	18.4	17.6	18.1	17.6	17.6	17.3
金額	297	304	359	391	331	359	356	336	329	314
年次	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
数量	17.1	17.2	17.8	18.0	18.3	18.0	17.9	18.4	17.5	16.5
金額	357	318	296	307	297	310	311	299	302	280

②魚類市場



年次	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9
数量	4.1	4.3	4.0	4.0	4.0	3.8	3.7	3.7	3.5	3.6
金額	252	276	288	293	287	262	261	256	260	265
年次	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
数量	3.7	3.8	3.8	3.8	3.7	3.5	3.3	3.2	3.0	3.0
金額	264	262	250	233	229	207	200	190	191	189

(2) 取引の状況

市場における卸売りの方法は、せり売り、入札、相対取引などがありますが、全国的にせり・入札は減少傾向にあります。

また、市場への集荷方法として、委託集荷と買付集荷という二つの方法がありますが、青果物については依然として委託集荷が多いものの、年々その割合は減少しています。

一方、魚類市場においては、①、②のように全国平均より高い状況にあります。その要因の一つとして、産地市場としての機能が高いことが挙げられます。

①販売におけるせり・入札割合（金額ベース） (単位：%)

区 分 年 度	全国中央卸売市場		鹿児島市中央卸売市場	
	青果物合計	水産物合計	青果物合計	水産物合計
13年度	29.9	25.4	32.0	57.5
14年度	28.5	24.6	26.2	62.9
15年度	26.5	24.6	27.0	54.7
16年度	25.3	23.1	24.0	62.5
17年度	24.9	23.2	23.0	64.0
18年度	21.6	21.6	22.2	67.1

②集荷における委託集荷の割合（金額ベース） (単位：%)

区 分 年 度	全国中央卸売市場		鹿児島市中央卸売市場	
	青果物合計	水産物合計	青果物合計	水産物合計
13年度	73.9	33.2	73.3	68.9
14年度	73.5	32.3	72.7	66.1
15年度	72.3	32.1	69.6	65.5
16年度	71.2	30.9	67.1	66.6
17年度	70.1	29.9	67.3	66.0
18年度	69.6	28.8	66.1	67.7

※①、②とも卸売市場データ集より

(3) 本市場における卸売業者・仲卸業者の販売先

①鹿児島市中央卸売市場における卸売業者の販売先別取扱数量

近年、卸売業者の主な販売先として、転送を専門にする売買参加者への取扱が増加しています。

鹿児島市中央卸売市場における卸売業者の販売先別取扱数量

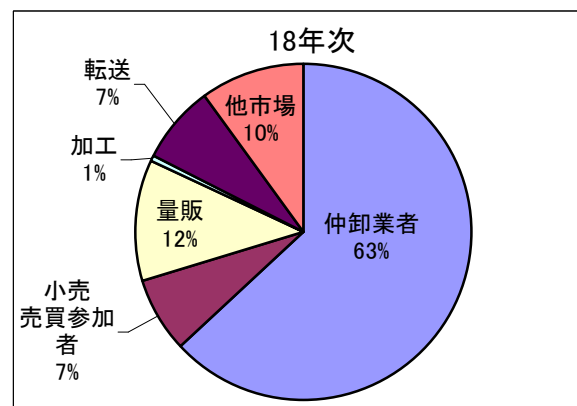
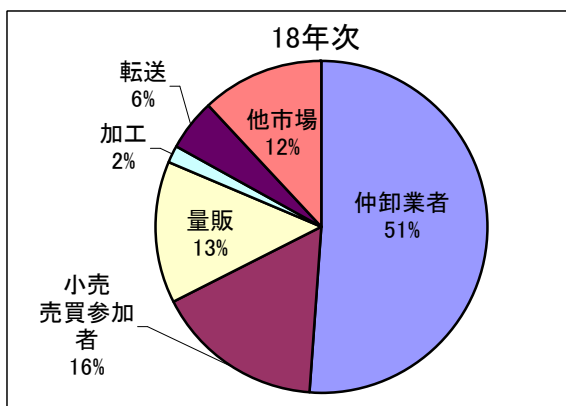
(単位：t)

市 場		青果市場			魚類市場		
年 次		17年次	18年次	19年次	17年次	18年次	19年次
仲卸業者		95,478	90,346	85,225	20,107	18,844	18,729
売 買 参 加 者	小 売	28,933	28,151	24,470	2,358	2,119	1,989
	量 販	23,039	22,589	26,201	3,809	3,524	3,129
	加 工	2,993	3,026	2,458	171	199	265
	転 送	10,825	10,851	13,056	2,102	2,217	2,710
他市場(転送等)		22,491	20,352	13,662	3,421	2,980	3,015
合 計		183,759	175,315	165,072	31,968	29,883	29,837

平成18年次鹿児島市中央卸売市場における卸売業者の販売先別取扱数量(グラフ)

青果市場

魚類市場



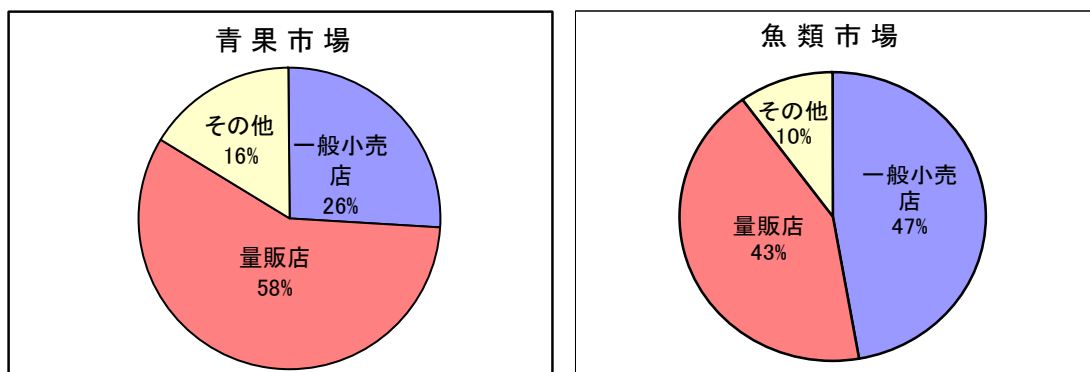
②鹿児島市中央卸売市場における仲卸業者の販売先別取扱数量

平成18年次の仲卸業者の販売先別取扱数量をみると、量販店の占める割合が大きい状況です。

平成18年次鹿児島市中央卸売市場における仲卸業者の販売先別取扱数量
(仲卸業者へのアンケート調査による概算)

(単位：t)

市 場		青 果 市 場	魚 類 市 場
販 売 先	一般小売店	23,609	8,913
	量販店	51,979	8,045
	その他	14,758	1,886
合 計		90,346	18,844



(4) 市場関係業者のニーズ

平成18年度に、本市場の抱える諸問題や課題、業界の考え方などを抽出することを目的に設置された、青果・魚類の各市場連絡会より抽出されたニーズを、ハード面・ソフト面ごとに集約しました。

○ハード面に関するニーズ

①物流機能の効率化		
	量販店・離島送り業者等の荷捌所の設置を検討	青果
	仲卸業者のための保冷施設、パッケージ及び配送施設の完備	青果
	人、物などの場内の動線の効率化	魚類
	配送センターの整備による物流の効率化	魚類
	大型船の入港、高速道路に近い立地での整備	魚類
	出荷のトラック、船などの利便性、駐車、荷降ろし、係留場所等の確保	魚類
②市場施設の整備充実		
	作業場、倉庫等の業者による独自設置	青果
	売場の残荷の整理	青果
	市場施設の保全、改善のための計画的なプラン創り、市場全体の改装	青果
	青果市場を含め人工島など新たな場所での市場整備	魚類
	統合による施設などハード部分に係るコスト削減	魚類
	整備に伴う使用料負担の課題	魚類
③安全安心な生鮮食料品の供給		
	コールドチェーン化の推進と検査機関の場内設置	青果
	残留農薬等を監視・検査する市場衛生検査所を完備	青果
	低温売場、滅菌水等、衛生面に配慮した施設整備	魚類
	魚を捌く調理場などの整備	魚類

○ソフト面に関するニーズ

①特性を生かした市場		
	ブランド名のついた青果物の初出荷が東京・大阪ばかりでは、市民の台所を預っているとはいえないのでは	青果
	入荷状況について早期の情報提供を希望	青果
②場内業者の経営体質強化		
	場内関連店舗の拡大化及び業種多様化の実現	青果
	卸売業者、仲卸業者の業務のすみ分けと相互の業務の協力	魚類
	小売店舗でそのまま陳列（販売）できる形態での商品の対応	魚類
	次世代の人材育成が必要	魚類

	仲卸、売参などの経営の活性化について業界全体での取り組みが必要	魚類
③集荷の拡充と販路の拡大		
	情報化時代に対応できる情報発信基地の構築	青果
	電子商取引などを利用して、産地市場の強みを活かした取引	魚類
	請求書への産地情報の記載、請求事務システムのネットワーク化	魚類
④市民へ開かれた市場		
	市場開放など消費者に向けて積極的な市場との交換会の実施	青果
	市民交流の場として販促会やイベント等が行える多目的ホールの完備	青果
⑤環境にやさしい市場		
	卸売場の衛生面の充実	青果
	場内フォークリフトの低公害化（電動化・LPG化）を実現	青果
	魚の直置き等、衛生面での意識が低い	魚類
⑥コンプライアンスの確立		
	卸売場でのごみの分別処理に対する理解・協力の徹底	青果
	相対売り・先取り時間の厳守	青果
	フォークリフト及びターレットの運転手以外の運転の禁止	青果
	放置ごみの問題、モラルの改善	魚類

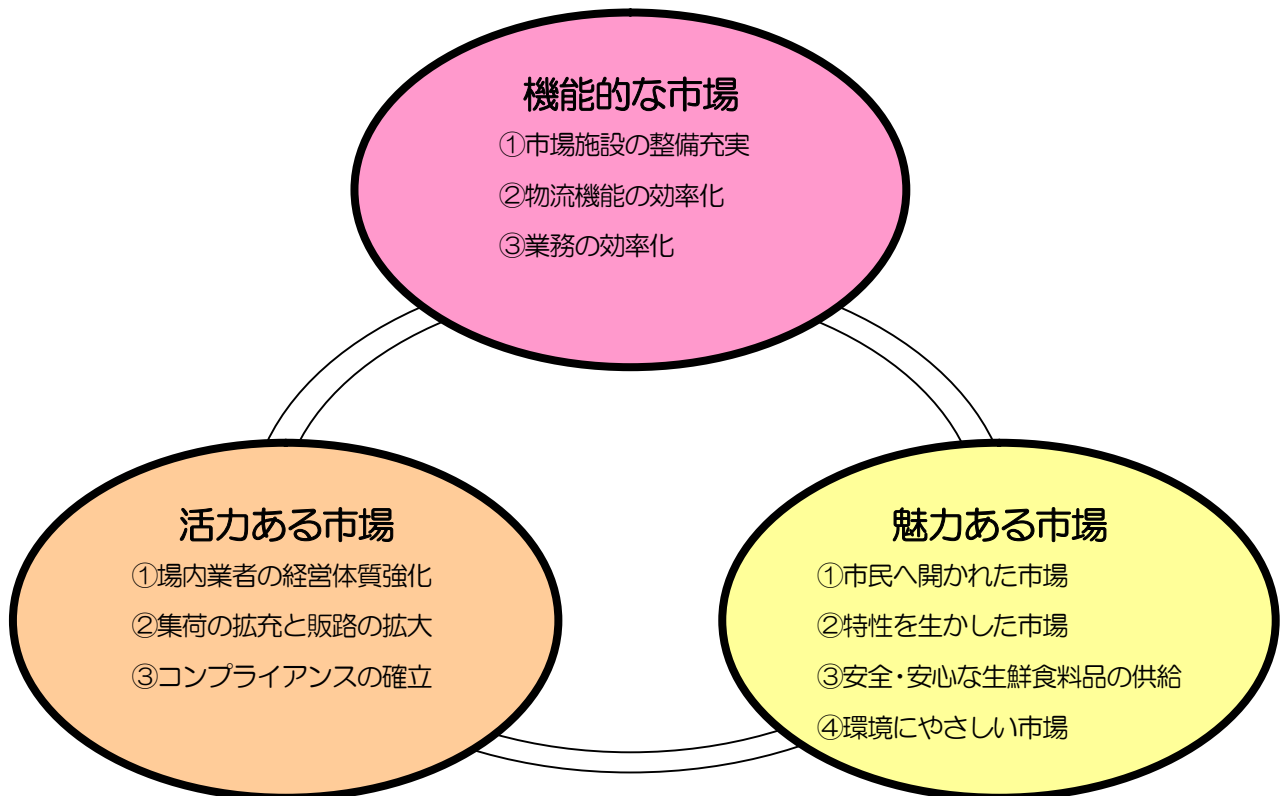
第4章 本市場の将来

1 基本コンセプト

食・活きいき！南の発信拠点

市場関係業者のニーズを集約し、南の食の発信拠点としての本市場の個性を活かし、市民をはじめとする消費者に安全・安心な生鮮食料品を効率的に供給できる、魅力と活力にあふれた機能的な市場づくりを目指します。

『機能的な市場』・『活力ある市場』・『魅力ある市場』の3つの基本目標を柱に、新しい鹿児島市中央卸売市場を創造します。



本市場の個性・・・豊かな生鮮食料品が揃う、南の食の発信拠点として、消費者にも生産者にも身近な市場であること。

機能的な市場・・・効率よく集分荷できる食料供給基地としての市場であること。

活力ある市場・・・市場内業者の経営の基盤強化を図り、集荷、販路の拡大に取り組める市場であること。

魅力ある市場・・・市民、県民の身近な市場として支持される市場であること。

2 本市場の方向性

近年市場外流通が増大し、全国的にも本市場においても、取扱量、卸売市場経由率の低下が続いており、今後もこの流れは拡大の方向で続くものと予想されます。

また、流通システムの多様化・近代化に伴う流通の広域化から、市場間の競争もこれまで以上に激しくなるものと思われ、競争を生き抜くためにはハード・ソフトの両面について生産・消費の両サイドにとって魅力ある市場づくりを行うことが重要となります。

今後、本市の財政状況や市場関係業者の経営状況を考慮しながら、市場関係業者のニーズを集約し、南の食の発信拠点としての本市場の個性を活かし、市民をはじめとする消費者に安全・安心な生鮮食料品を効率的に供給できる、魅力と活力にあふれた機能的な市場づくりを基本コンセプトとし、本市場のあるべき方向性としします。そして、目標を達成するための施策を展開することにより、本市場が『食・生きいき！南の発信拠点』となることを目指します。

3 基本目標の設定

本市場の方向性に沿って、市場関係業者のニーズを施策に反映させるためには、基本目標を定め、その達成に向けてハード・ソフトの両面から取り組むことが必要です。

また、基本目標の達成に向けては開設者と市場関係業者がその必要性を認識し、それぞれが果たすべき役割を十分理解した上で、市場全体が共同して取り組むことが重要です。

○基本目標

(1) 機能的な市場

①市場施設の整備充実

ア. 品質管理、衛生管理への対応

安全安心な生鮮食料品を提供するためには、品質管理及び衛生管理機能の向上が必要であることから、コールドチェーン化や衛生検査の充実を図ります。

イ. 施設、設備の老朽化への対応

当面、既存の施設・設備の維持補修については、本市の施策でもあるストックマネジメント（既存建築物の有効活用、長寿命化）の考えに基づき、可能な限り改修や修繕などで対応することとします。

なお、整備にあたっては、市場関係者の意見を聴取しながら優先順位を付して計画的に進めます。

ウ. 適正規模の整備

将来予想される取扱い状況の変化や整備主体の建設費用及び整備後における利用者の使用料負担軽減の点からも、必要に応じた規模での整備を推進します。

②物流機能の効率化

ア. 集分荷施設などの整備

商品の性質上、直接天候の影響を受けにくく物流ニーズに適合した集分荷施設などの整備を推進します。

イ. 市場内動線の見直し

商品の搬入から搬出や車輛の流れなど、動線の効率化を図ります。

③業務の効率化

ア. 業務のアウトソーシング

設備管理や警備業務などの委託契約の内容、開設者や業者間の各種事務手続きなど業務内容について精査を行い、業務負担や経費削減の方向性を研究します。

イ. IT化の推進

情報インフラの整備や、市場関係業者のパソコン技能習得を促進することで、高度情報化社会に対応できる市場を目指します。

(2) 活力ある市場

①場内業者の経営体質強化

ア. 提携や合併への取組み

厳しい経営状況に対応するため、業界ごとに業務提携や合併など、経営基盤強化のための取組みを促進します。

イ. 業務の共同化による経費節減

共同での作業が可能なものは積極的に共同化を推進し、作業能率の向上や経費節減を促進します。

ウ. 経営の合理化及び効率化

経営状況を把握し、経営の合理化や業務の効率化による、経営体質強化を促進します。

②集荷の拡充と販路の拡大

ア. 産地や大口需要者のニーズへの対応

大型化する産地や県外資本の大型量販店などのニーズを把握し、集荷の拡充と販路の拡大を促進します。

イ. 外食・中食産業や加工業の取込み

外食・中食産業者や加工業者について、仕入れのニーズを的確に把握しながら販路の拡大を促進します。

ウ. 広域的な販売戦略の推進

将来予想される市場間競争に備え、営業企画部門の増強を促進し、他市場への売込みなど積極的な販売力強化へ向けた取組みを促します。

③コンプライアンスの確立

業務条例や要綱要領をはじめ、市場内における各種決まりごとなどの遵守を徹底し、お互いの信頼関係を確立する中で市場運営及び市場機能の適正化を図ります。

(3) 魅力ある市場

①市民へ開かれた市場

ア. 青果物、水産物情報の発信

ホームページや情報誌などに旬の食材やその調理方法のお役立ち情報を掲載し、青果物、水産物の需要拡大をPRします。

イ. 市場の一般開放

市場見学会や市場祭りの開催など、一般開放を行う中で市場のPRを推進します。

ウ. 食育への取組み

学校や地域での取組みに応じて、さまざまな形で食育などへの理解を深める施策への取組みとバックアップを推進します。

②特性を生かした市場

ア. ブランド商材の発掘

産地市場としての特徴を生かし、地元商材の掘起しやオリジナル商材の研究など本市場独自の商品開発の取組みについて検討します。

イ. 地域密着型の市場

地産地消や旬の食材の確保などに積極的に取組み、市民に支持される市場づくりを推進します。

③安全・安心な生鮮食料品の供給

ア. 品質管理・衛生管理体制の充実

品質管理や衛生管理のマニュアルなどのルールづくりを行い、生鮮食料品の管理体制の充実を図ります。

イ. 衛生検査機関との連携

残留農薬検査など衛生検査機関との連携強化を図ります。

ウ. 市場関係者の衛生意識の向上

衛生意識の向上を図るための講習会などを実施し、クリーンな市場づくりを目指します。

エ. 美化活動の促進

場内全体清掃の実施など、市場の美化活動を促進します。

オ. 原産地表示の徹底

JAS 法に基づいた適正な食品の原産地表示の徹底を促進します。

④環境にやさしい市場

ア. 排気ガスの抑制

アイドリングストップや市場内で使用する小型特殊車輛の電動化推進など、市場内の排気ガス抑制対策に取り組めます。

イ. エネルギー使用の抑制

電気や水、燃料などの使用量削減の徹底と啓発への取組みを推進します。

ウ. 資源の有効活用（3Rの推進）

市場から排出される資源ごみなどの再資源化を促進し、資源の有効活用を図るとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動に努めます。

第5章 整備の方針

本市中央卸売市場につきましては、現在地に移転開業後、青果市場で30年以上、魚類市場におきましては40年以上が経過しており、施設及び設備の老朽化が著しい状況です。

現状の市場施設のままで、今後品質管理面や物流機能面など市場に求められる機能や役割を十分に果たすことが困難であり、ハード面の施設整備は基本目標の実現のためには特に重要です。

市場の施設整備については、これまで開設者が中心的役割を担ってまいりました。しかしながら、今後の整備のあり方については、国の卸売市場整備基本方針や中央卸売市場整備計画においても市場関係者自身による施設整備など、整備手法の多様化がうたわれています。

その理由として、建設コストの削減、工期の短縮、また使いやすい施設としての整備など、開設者側の負担軽減と市場利用者の主体性にも配慮した整備手法であることが挙げられます。

このような状況を踏まえ、今後の施設整備においては次の方針をもとに、青果市場、魚類市場のそれぞれにおいて適切な施設整備を行ってまいります。

1. 青果市場

移転開業後既に30年以上が経過していることから、施設の老朽化に対応した整備が求められています。施設の整備については、これまで市場内関係者の意見を聞く中で、優先順位をつけながら整備に取り組んでいます。今後においても、国の卸売市場整備基本方針や中央卸売市場整備計画及び本市のストックマネジメントの考え方に基づき、施設の高度化や利用者の利便性に対応した改修や修繕に取り組んでまいります。

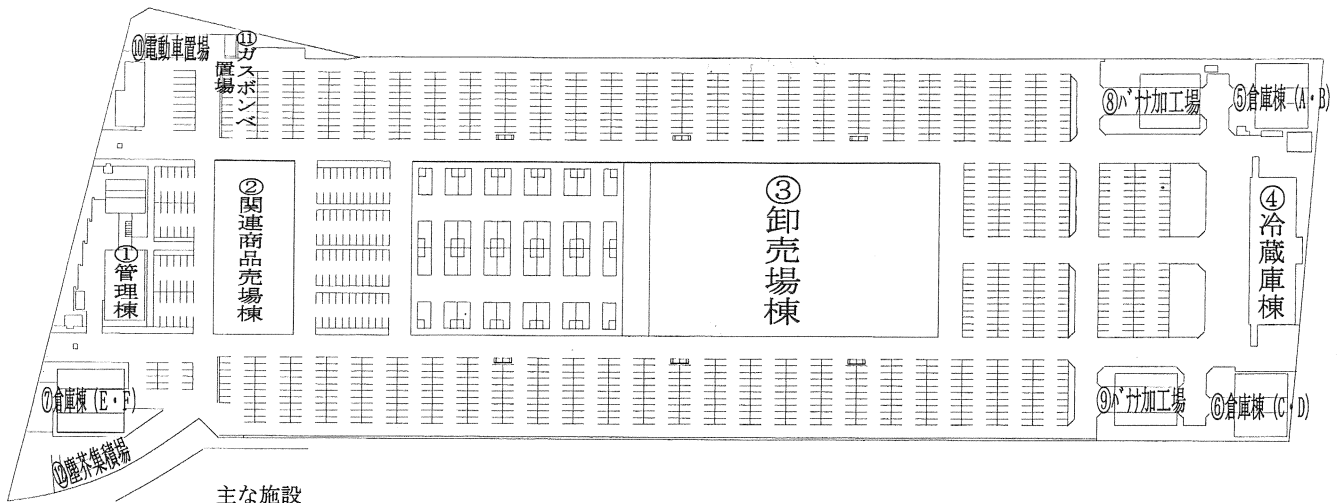
2. 魚類市場

移転開業後既に40年以上が経過し、経年劣化や海に面していることによる施設の老朽化が著しく、施設の再整備が急務となっています。

当市場は本市のほぼ中心部に位置し、大島・沖縄等の離島航路の窓口である鹿児島新港や主要国道等の幹線道路に近接しているなど、流通拠点としては恵まれた環境にあることから、現在地での整備を進めてまいります。

1. 青果市場全体図

敷地面積 : 97,393^m₂
 延床面積 : 40,113^m₂

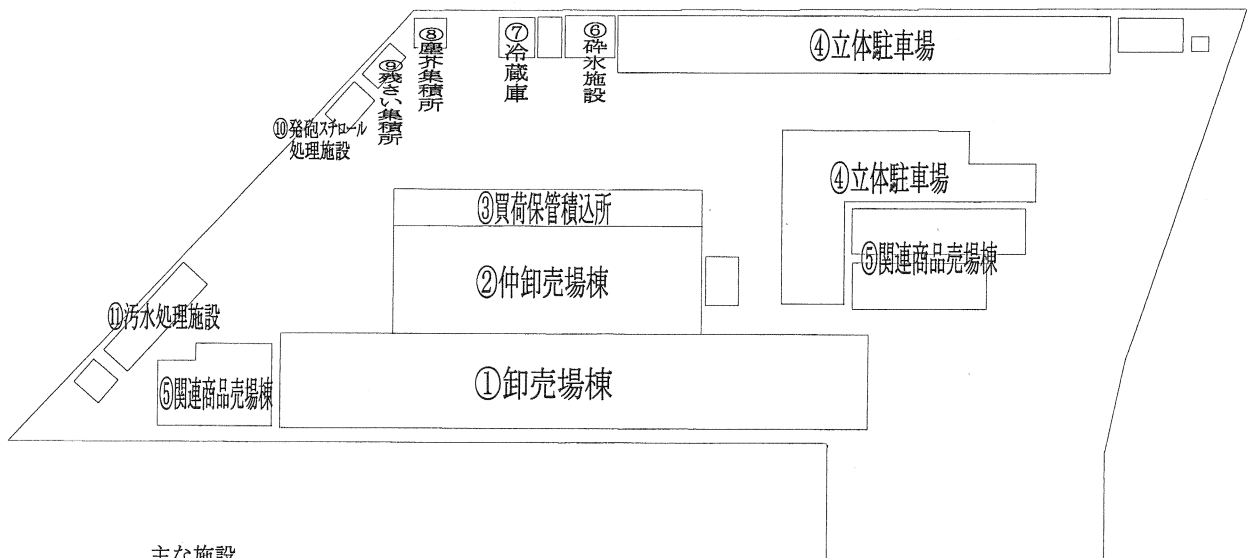


主な施設

施設名	延床面積	施設名	延床面積
① 管理棟	2,018.92 ^m ₂	⑩ 電動車置場	265.07 ^m ₂
② 関連商品売場棟	2,987.48 ^m ₂	⑪ ガスボンベ置場	40.50 ^m ₂
③ 卸売場棟	22,374.18 ^m ₂	⑫ 塵芥集積所	90.00 ^m ₂
④ 冷蔵庫棟	5,654.00 ^m ₂		
⑤ 倉庫棟 (A・B)	714.67 ^m ₂		
⑥ 倉庫棟 (C・D)	714.67 ^m ₂		
⑦ 倉庫棟 (E・F)	890.77 ^m ₂		
⑧ ハナ加工場	662.40 ^m ₂		
⑨ ハナ加工場	676.80 ^m ₂		

2. 魚類市場全体図

敷地面積 : 30,151^m₂
 延床面積 : 18,475^m₂



主な施設

施設名	延床面積	施設名	延床面積
① 卸売場棟	5,784.00 ^m ₂	⑩ 発砲スチロール処理施設	60.00 ^m ₂
② 仲卸売場棟	2,592.00 ^m ₂	⑪ 污水処理施設	695.00 ^m ₂
③ 買荷保管積込所	1,143.00 ^m ₂		
④ 立体駐車場	2,672.00 ^m ₂		
⑤ 関連商品売場棟	926.00 ^m ₂		
⑥ 砕水施設	320.00 ^m ₂		
⑦ 冷蔵庫	200.00 ^m ₂		
⑧ 塵芥集積所	102.00 ^m ₂		
⑨ 残さい集積所	35.00 ^m ₂		

第6章 市場の再編

1 国の動向

農林水産省の平成22年度を目標年度とする「卸売市場整備基本方針」が公表され、今後の卸売市場については、

- ①卸売市場における品質管理の高度化等の機能強化
- ②既設の中核的な中央卸売市場の再整備
- ③地方の卸売市場における集荷力の強化を図るための市場相互の連携した集荷販売活動の促進
- ④卸売市場の取引における情報技術の活用促進

を基本とし、整備及びその運営を行うものとされており、安全・安心で効率的な卸売市場流通のため、品質管理の徹底、商物一致規制の緩和などの規制緩和や卸売市場の再編・合理化などの政策が進められています。

また、国は中央卸売市場の再編基準を示すとともに、再編基準に該当しない中央卸売市場であっても、市場機能の強化を図る観点から、必要に応じて次の措置に取り組むことが望ましいとしています。

- ①市場運営の広域化（広域の開設者への地位の承継）
- ②地方卸売市場への転換
- ③他の卸売市場との統合による市場機能の集約
- ④集荷・販売における他の卸売市場との連携
- ⑤市場の廃止その他市場流通の効率化

2 本市の考え方

全国的にみると、市場の再編への取り組みとして地方卸売市場への転換を行う動きが加速している状況にあります。

現在当市場では、中央卸売市場の機能を果たせるよう市場活性化対策などに取り組んでいます。今後、社会情勢や取扱数量の変化、また国からの指導を受けるような状況になった場合は、市場関係者の意見も参考にしながら検討を行うこととなります。

施策の体系

【現状と課題】

卸売市場を取巻く背景

- ①食生活の変化
 - ・少子高齢化、単身世帯の増加
 - ・ライフスタイルの多様化
- ②流通構造の変化
 - ・大型量販店の進出
 - ・輸入生鮮食料品の増大
 - ・インターネットなどによる取引や直売所などの増加など流通形態の多様化
 - ・卸売市場経由率の低下
- ③規制緩和の波
 - ・平成16年卸売市場法改正による各種規制緩和

本市の現状

- ①取扱数量、金額の減少
- ②施設、設備の老朽化

【基本コンセプト】

魅力と活力にあふれた機能的な市場づくり

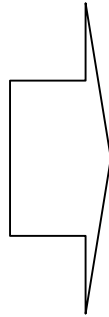
対
応

基本目標の設定

【基本目標】

機能的な市場

- ①市場施設の整備充実
- ②物流機能の効率化
- ③業務の効率化

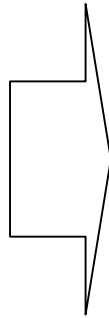


【施策】

- ①市場施設の整備充実
 - ・品質管理、衛生管理への対応
 - ・施設、設備の老朽化への対応
 - ・整備規模の適正化
- ②物流機能の効率化
 - ・集分荷施設などの整備
 - ・市場内動線の見直し
- ③業務の効率化
 - ・業務のアウトソーシング
 - ・IT化の推進

活力ある市場

- ①場内業者の経営体質強化
- ②集荷の拡充と販路の拡大
- ③コンプライアンスの確立



- ①場内業者の経営体質強化
 - ・提携や合併への取組み
 - ・業務の共同化による経費節減
 - ・経営の合理化及び効率化
- ②集荷の拡充と販路の拡大
 - ・産地や大口需要者のニーズへの対応
 - ・外食・中食産業や加工業の取込み
 - ・広域的な販売戦略の推進
- ③コンプライアンスの確立

魅力ある市場

- ①市民へ開かれた市場
- ②特性を生かした市場
- ③安全安心な生鮮食料品の供給
- ④環境にやさしい市場



- ①市民へ開かれた市場
 - ・青果物、水産物情報の発信
 - ・市場の一般開放
 - ・食育への取組み
- ②特性を生かした市場
 - ・ブランド商材の発掘
 - ・地域密着型の市場
- ③安全安心な生鮮食料品の供給
 - ・品質管理・衛生管理体制の充実
 - ・検査体制の連携
 - ・市場関係者の衛生意識の向上
 - ・美化活動の推進
 - ・原産地表示の徹底
- ④環境にやさしい市場
 - ・排気ガスの抑制
 - ・エネルギー使用の抑制
 - ・資源の有効活用（3Rの推進）

資料編

- 資料 1 全国中央卸売市場概要
- 資料 2 人口動態の推移
- 資料 3 外食・中食の動向
- 資料 4 農林水産業就業人口の推移
- 資料 5 農水産物生産量の推移
- 資料 6 流通形態の多様化
- 資料 7 食料自給率
- 資料 8 輸入生鮮食料品の増大
- 資料 9 関係法令等
- 資料 10 用語解説
- 資料 11 鹿児島市中央卸売市場整備計画検討委員会設置要綱
鹿児島市中央卸売市場整備計画検討委員会委員名簿

資料1 全国中央卸売市場概要

No.	市場名	取扱品目					市場数
		青果物	水産物	花き	食肉	その他	
1	札幌市中央卸売市場	○	○				1
2	函館市中央卸売市場	○					1
3	室蘭市中央卸売市場	○	○				1
4	青森市中央卸売市場	○	○	○			1
5	八戸市中央卸売市場	○		○			1
6	盛岡市中央卸売市場	○	○				1
7	仙台市中央卸売市場	○	○	○	○		2
8	秋田市中央卸売市場	○	○	○			1
9	山形市中央卸売市場	○	○				1
10	福島市中央卸売市場	○	○	○			1
11	いわき市中央卸売市場	○	○	○			1
12	宇都宮市中央卸売市場	○	○				1
13	さいたま市食肉中央卸売市場				○		1
14	千葉市中央卸売市場	○	○				1
15	船橋市中央卸売市場	○	○				1
16	東京都中央卸売市場	○	○	○	○		11
17	横浜市中央卸売市場	○	○	○	○	○	3
18	川崎市中央卸売市場	○	○	○			1
19	甲府市中央卸売市場	○	○				1
20	静岡市中央卸売市場	○	○				1
21	浜松市中央卸売市場	○	○				1
22	新潟市中央卸売市場	○	○	○			1
23	富山市中央卸売市場	○	○	○			1
24	金沢市中央卸売市場	○	○				1
25	福井市中央卸売市場	○	○	○			1
26	岐阜市中央卸売市場	○	○				1
27	名古屋市中央卸売市場	○	○		○	○	3
28	三重県中央卸売市場	○					1
29	京都市中央卸売市場	○	○		○		2
30	大阪府中央卸売市場	○	○				1
31	大阪市中央卸売市場	○	○		○	○	3
32	神戸市中央卸売市場	○	○	○	○		3

No.	市場名	取扱品目					市場数
		青果物	水産物	花き	食肉	その他	
33	姫路市中央卸売市場	○	○				1
34	奈良県中央卸売市場	○	○				1
35	和歌山市中央卸売市場	○	○				1
36	岡山市中央卸売市場	○	○	○			1
37	広島市中央卸売市場	○	○	○	○		3
38	宇部市中央卸売市場	○					1
39	徳島市中央卸売市場	○	○				1
40	高松市中央卸売市場	○	○	○			1
41	松山市中央卸売市場	○	○	○			2
42	高知市中央卸売市場	○	○				1
43	北九州市中央卸売市場	○	○				1
44	福岡市中央卸売市場	○	○		○		5
45	久留米市中央卸売市場	○	○				1
46	長崎市中央卸売市場	○					1
47	佐世保市中央卸売市場	○	○				2
48	宮崎市中央卸売市場	○	○	○			1
49	鹿児島市中央卸売市場	○	○				2
50	沖縄県中央卸売市場	○		○			1

※平成19年度版「全国中央卸売市場協会概要」より

※平成20年4月現在、50都市79市場が設置されている。

資料2 人口動態の推移

(1) 出生数（少子化の現状）

単位：人

		出生数	死亡数	自然増加数
1950年	昭和25年	2,337,507	904,876	1,432,631
1955年	昭和30年	1,730,692	693,523	1,037,169
1960年	昭和35年	1,606,041	706,599	899,424
1965年	昭和40年	1,823,697	700,438	1,123,259
1970年	昭和45年	1,934,239	712,962	1,221,277
1975年	昭和50年	1,901,440	702,275	1,199,165
1980年	昭和55年	1,576,889	722,801	854,088
1985年	昭和60年	1,431,577	752,283	679,294
1990年	平成2年	1,221,585	820,305	401,280
1995年	平成7年	1,187,064	922,139	264,925
2000年	平成12年	1,190,547	961,653	228,894
2005年	平成17年	1,062,530	1,083,796	△21,266
2006年	平成18年	1,092,674	1,084,450	8,224
2007年	平成19年	1,089,818	1,108,334	△18,516

※厚生労働省「人口動態総覧の年次推移」より

(2) 世帯の状況（単身世帯の増加）

①一般世帯の家族類型別世帯数の推移

単位：万世帯

	世帯の種類				
	単身	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子	その他
平成7年	1,124	762	1,503	311	690
平成12年	1,291	884	1,492	358	654
平成17年	1,446	964	1,465	411	621

②高齢親族のいる一般世帯の家族類型別世帯数の推移

単位：万世帯

	世帯の種類				
	高齢単身	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子	その他
平成7年	220	304	115	98	542
平成12年	303	398	157	125	521
平成17年	386	478	204	159	492

※総務省統計資料より

※その他の世帯とは、「夫婦と両親からなる世帯」や「兄弟姉妹のみからなる世帯」などの世帯をいう。

(3) 年齢区分人口の推移（高齢化の現状）

単位：人口（人）、構成比（%）

	年少人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老年人口 (65歳～)	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
平成6年	20,485,442	16.48	86,598,018	69.65	17,239,327	13.87
平成7年	20,093,036	16.12	86,649,448	69.51	17,913,004	14.37
平成8年	19,714,150	15.78	86,582,907	69.31	18,617,298	14.90
平成9年	19,425,387	15.51	86,498,427	69.06	19,333,231	15.43
平成10年	19,119,187	15.23	86,324,563	68.75	20,124,226	16.03
平成11年	18,834,705	14.96	86,218,016	68.50	20,807,262	16.53
平成12年	18,553,275	14.72	85,995,230	68.21	21,522,783	17.07
平成13年	18,315,957	14.50	85,625,823	67.80	22,343,007	17.69
平成14年	18,119,254	14.33	85,276,195	67.42	23,083,204	18.25
平成15年	17,956,209	14.17	84,883,351	67.00	23,848,786	18.82
平成16年	17,789,885	14.03	84,631,007	66.73	24,403,257	19.24
平成17年	17,651,202	13.91	84,197,124	66.37	25,021,054	19.72
平成18年	17,533,066	13.80	83,729,754	65.90	25,792,190	20.30
平成19年	17,402,456	13.70	82,975,838	65.31	26,675,163	21.00

※総務省統計資料より

資料3 外食・中食の動向

(1) 1世帯あたり年平均1か月間の消費支出（うち食料関係）

単位：円

	消費支出	食料		
		食料	調理食品	外食
昭和40年	48,396	18,454	570	1,226
昭和45年	79,531	27,092	968	2,413
昭和50年	157,982	50,479	2,218	5,174
昭和55年	230,568	66,923	3,877	8,467
昭和60年	273,114	73,735	4,813	10,427
平成2年	311,174	78,956	6,413	12,349
平成7年	329,062	77,886	7,334	12,643
平成12年	317,133	73,844	7,963	12,448
平成16年	304,203	70,116	8,054	11,813

※総務省「家計調査」より

(2) 外食率

単位：%

	外食率	食の外部化率
昭和50年	27.8	28.4
昭和55年	31.8	33.4
昭和60年	33.5	35.4
平成2年	37.7	41.2
平成7年	36.5	40.6
平成12年	35.6	42.1
平成17年	34.8	42.7

※（財）外食産業総合研究センター資料より

※外食率とは、家計における食事に関する出費に占める外食産業の割合

※食の外部化率とは、外食率にテイクアウトまで含んだ割合

(3) 外食産業と中食産業の市場規模の推移

単位：億円

	外食産業の市場規模		中食産業の市場規模	
	金額	増減率	金額	増減率
平成7年	278,666	—	50,439	—
平成8年	286,502	2.8	52,309	3.7
平成9年	290,702	1.5	56,151	7.3
平成10年	284,961	△2.1	57,759	2.9
平成11年	273,880	△3.8	58,425	1.2
平成12年	269,925	△1.4	59,342	1.6
平成13年	258,545	△4.2	60,617	2.1
平成14年	254,484	△1.6	60,911	0.5
平成15年	245,684	△3.5	61,410	0.8
平成16年	244,825	△0.3	61,692	0.5
平成17年	243,903	△0.4	63,518	3.0
平成18年	246,403	1.0	64,410	1.4

※（財）外食産業総合研究センター資料より

資料4 農林水産業就業人口の推移

(1) 15歳以上就業者数の推移

単位：人

	総数	農林漁業作業者	割合 (%)	増減 (%)
昭和25年	36,024,872	17,290,280	48.0	—
昭和30年	39,590,451	16,057,926	40.6	△7.1
昭和35年	44,041,628	14,320,691	32.5	△10.8
昭和40年	47,983,865	11,777,325	24.5	△17.8
昭和45年	52,468,135	10,085,070	19.2	△14.4
昭和50年	53,015,430	7,290,080	13.8	△27.7
昭和55年	55,811,309	6,049,324	10.8	△17.0
昭和60年	58,357,232	5,360,005	9.2	△11.4
平成2年	61,681,642	4,342,391	7.0	△19.0
平成7年	64,141,544	3,807,145	5.9	△12.3
平成12年	63,032,271	3,208,048	5.1	△15.7
平成17年	61,505,973	2,965,791	4.8	△7.6

※総務省統計資料（国勢調査）より

資料5 農水産物生産量の推移

(1) 野菜の作付面積と出荷量の推移

	作付面積 (ha)	増減率 (%)	出荷量 (千 t)	増減率 (%)
平成9年	569,400	—	13,434	—
平成10年	560,100	△1.6	12,673	△5.7
平成11年	553,200	△1.2	12,804	1.0
平成12年	539,600	△2.5	12,694	△0.9
平成13年	524,800	△2.7	12,628	△0.5
平成14年	539,400	2.8	12,781	1.2
平成15年	528,200	△2.1	12,419	△2.8
平成16年	519,400	△1.7	11,922	△4.0
平成17年	512,000	△1.4	11,910	△0.1
平成18年	505,500	△1.3	11,725	△1.6

※農林水産省「野菜生産出荷統計」より

(2) 果実の結果樹面積と出荷量の推移

	結果樹面積 (ha)	増減率 (%)	出荷量 (千 t)	増減率 (%)
平成9年	264,800	—	3,905	—
平成10年	259,500	△2.0	3,363	△13.9
平成11年	255,200	△1.7	3,640	8.2
平成12年	250,800	△1.7	3,260	△10.4
平成13年	245,100	△2.3	3,459	6.1
平成14年	242,300	△1.1	3,252	△6.0
平成15年	238,400	△1.6	3,071	△5.6
平成16年	232,800	△2.3	2,870	△6.5
平成17年	230,400	△1.0	3,093	7.8
平成18年	226,800	△1.6	2,660	△14.0

※農林水産省「果実生産出荷統計」より

※結果樹面積とは、農家が当該年産の収穫を意図して結果させた栽培面積をいう。

(3) 漁業生産量の推移

	海 面		内水面	
	生産量 (千 t)	増減率 (%)	生産量 (千 t)	増減率
平成 9 年	7,258	—	153	—
平成 10 年	6,542	△9.9	143	△6.5
平成 11 年	6,492	△0.8	134	△6.3
平成 12 年	6,252	△3.7	132	△1.5
平成 13 年	6,009	△3.9	117	△11.4
平成 14 年	5,767	△4.0	113	△3.4
平成 15 年	5,973	3.6	110	△2.7
平成 16 年	5,670	△5.1	106	△3.6
平成 17 年	5,669	0.0	96	△9.4
平成 18 年	5,586	△1.5	83	△13.5

※農林水産省「漁業養殖業生産統計年報」より

※生産量は、漁業・養殖業の合計

資料6 流通形態の多様化

(1) 農産物直売所の現状

農協、市町村、第3セクターが設置主体の直売所・・・・・・・・・・2,982ヶ所

地 域	直売所数	地 域	直売所数
北海道	101	近 畿	272
東 北	381	中 国	287
北 陸	113	四 国	172
関東・東山	762	九 州	539
東 海	340	沖 縄	15

※農林水産省「平成16年農産物地産地消等実態調査」より

②年間販売規模

単位：%

	5千万 未満	5千万～ 1億円	1億円～ 3億円	3億円～ 5億円	5億円 以上	不明
平成15年度	61.1	16.7	16.6	3.9	0.5	1.2
平成18年度	55.9	14.7	22.1	6.5	0.9	—

※農林水産省「平成19年農産物地産地消等実態調査」より

(2) インターネット取引

①インターネット等（パソコン通信）の利用と取引の状況

	調査対象 (人)	利用率 (%)	商品・サービスの購入・取引の割合 (%)	
			(オンラインショッピング)	食料品の割合 (%)
平成9年度	4,443	6.4	17.8	—
平成10年度	4,098	11.0	15.5	—
平成11年度	3,657	19.1	15.2	—
平成12年度	4,278	34.0	22.4	—
平成13年度	3,845	60.5	18.9	16.0
平成14年度	3,673	81.4	—	9.8
平成15年度	3,354	88.1	36.8	18.7
平成16年度	3,695	86.8	38.0	16.3
平成17年度	3,982	87.0	39.7	21.9
平成18年度	4,999	79.3	41.4	22.2
平成19年度	3,640	91.3	42.4	24.2

※総務省「通信利用動向調査報告書」より

※商品・サービスの購入・取引の割合はパソコン利用のもの。

資料7 食糧自給率

(1) 先進七カ国の食糧自給率（カロリーベース）の推移 単位：%

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	カナダ
昭和36年	78	119	42	99	67	90	102
昭和40年	73	117	45	109	66	88	152
昭和45年	60	112	46	104	68	79	109
昭和50年	54	146	48	117	73	83	143
昭和55年	53	151	65	131	76	80	156
昭和60年	53	142	72	135	85	77	176
平成2年	48	129	75	142	93	72	187
平成7年	43	129	76	131	88	77	163
平成12年	40	125	74	132	96	73	161
平成15年	40	128	70	122	84	62	145

※農林水産省資料より

(2) 我が国の品目別食糧自給率の推移 単位：%

	野菜	果実	魚介	米	小麦	肉類	油脂類
昭和35年	100	100	111	102	39	93	42
昭和40年	100	90	110	95	28	93	31
昭和45年	99	84	108	106	9	89	22
昭和50年	99	84	100	110	4	76	23
昭和55年	97	81	97	100	10	80	29
昭和60年	95	77	86	107	14	81	32
平成2年	91	63	72	100	15	70	28
平成7年	85	49	59	104	7	57	15
平成12年	81	44	53	95	11	52	14
平成17年	79	41	57	95	14	54	13
平成18年	79	39	59	94	13	56	13

※農林水産省資料より

資料8 輸入生鮮食料品の増大

(1) 農水産物輸入概況

①輸 入

単位：百万円

	輸入総額	農林水産物計	農産物	水産物
平成11年	35,268,008	7,059,127	4,093,296	1,739,474
平成12年	40,938,423	6,914,048	3,971,396	1,733,987
平成13年	42,415,533	7,212,019	4,299,217	1,723,749
平成14年	42,227,506	7,208,498	4,301,128	1,762,196
平成15年	44,362,023	7,077,515	4,368,078	1,569,159
平成16年	49,216,636	7,455,450	4,573,929	1,636,959
平成17年	56,949,392	7,657,413	4,792,187	1,668,688
平成18年	67,344,293	8,085,915	5,004,148	1,706,839
平成19年	73,135,920	8,557,424	5,530,399	1,636,523

②輸 出

単位：百万円

	輸出総額	農林水産物計	農産物	水産物
平成11年	47,547,556	339,430	189,095	141,410
平成12年	51,654,198	314,922	168,524	138,499
平成13年	48,979,244	444,218	302,037	135,222
平成14年	52,108,956	350,856	206,363	136,501
平成15年	54,548,350	340,234	195,852	135,379
平成16年	61,169,979	360,899	203,814	148,242
平成17年	65,656,544	400,825	216,823	174,828
平成18年	75,246,173	448,961	235,884	204,050
平成19年	83,931,438	515,971	267,759	237,780

※ (1) (2) とも農林水産省統計資料より

資料9 関係法令等

卸売市場整備基本方針（抜粋）

○中央卸売市場の再編基準

- (2) 既存の中央卸売市場であって、次に掲げる指標のうち3以上の指標に該当するものは、中央卸売市場の再編に取り組むものとする。なお、中央卸売市場が総合市場である場合にあっては、当該市場が取り扱う各々の取扱品目の部類ごとに指標を適用するものとする。
- ①当該中央卸売市場における取扱数量が当該中央卸売市場に係る中央卸売市場開設区域（以下「開設区域」という。）内における需要量未満であること。
- ②当該中央卸売市場における取扱数量が、
- ア. 青果物にあつては65,000トン未満
 - イ. 水産物にあつては35,000トン未満
 - ウ. 花きにあつては6,000万本相当未満
- であること。
- ③当該中央卸売市場における取扱数量が直近で3年間連続して減少し、かつ、3年前を基準年とする取扱数量の減少率が、
- ア. 青果物にあつては9.9%以上
 - イ. 水産物にあつては15.7%以上
 - ウ. 食肉にあつては10.5%以上
 - エ. 花きにあつては7.4%以上
- であること。
- ④以下のいずれかの要件に該当すること。
- ア. 当該中央卸売市場の市場特別会計に対する一般会計からの繰出金が直近で3年間連続して総務省の定める繰出しの基準を超えていること（食肉卸売市場の開設者である場合には、市場特別会計を食肉に係るもの、食肉以外に係るものに区分すること。）
 - イ. 当該中央卸売市場における当該取扱品目の部類に係る取扱数量の過半を占める卸売業者が直近で3年間連続して卸売市場法第51条第2項各号のいずれかに該当していること。
- (3) (2)に規定する中央卸売市場の再編基準に該当する中央卸売市場の開設者は、次に掲げる措置のいずれかに取り組むかを検討し、早期に具体的な取組内容及び実施時期を決定するものとする。ただし、島しょにある中央卸売市場、周辺の中央卸売市場において取り扱っていない品目の部類を取り扱っている中央卸売市場（当該取扱品目の部類に限る。）及び食肉市場についてはこの限りではないものとする。なお、(2)に規定する再編基準に該当しない中央卸売市場であっても、市場機能の強化を図る観点から、必要に応じて当該措置に取り組むことが望ましい。

- ①市場運営の広域化（広域の開設者への地位の承継）
- ②地方卸売市場への転換
- ③他の卸売市場との統合による市場機能の集約
- ④集荷・販売面における他の卸売市場との連携
- ⑤市場の廃止その他市場流通の効率化

卸売市場法（抜粋）

第51条

- 2 農林水産大臣は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
 - 一 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下った場合
 - 二 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が農林水産省令で定める率を下った場合
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として農林水産省令で定める場合

資料10 用語解説

【あ 行】

◆相対取引

買い手に競争させることなく、卸売業者と買い手との協議により価格・数量・その他取引条件を定めておこなう売買取引のこと。

◆アウトソーシング

社外から、生産に必要な部品や製品等を調達したり、業務の一部を一括して他企業に請負わせる経営手法をいう。

◆委託手数料

卸売業者が生産者・出荷者から收受する販売についての報酬をいう。

◆委託集荷（⇔買付集荷）

卸売業者が、出荷者から物品の販売委託（価格を卸売市場における決定にゆだね、決定された価格に応じて卸売業者が委託手数料を徴収する）を受けて行う集荷方法をいう。卸売業者は、販売委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならないこととなっている。（卸売市場法第36条第2項）

◆大口消費（需要）者

生鮮食料品の流通を担当する業者ではないが、学校、工場、病院などの給食施設、ホテル、旅館、食堂等の外食産業等大量に自家消費する者をいう。

◆卸売業者

市場において、出荷者から物品の販売の委託を受け又は物品を買付けて、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対し卸売行為を行うことを業務とするものをいう。

◆卸売市場

卸売市場法では、「生鮮食料品等の販売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場、その他の生鮮食料品等の取引及び荷捌きに必要な施設を設けて継続して開場されるもの」と定義されている。

①中央卸売市場（農林水産大臣の認可を受けて開設された中核的拠点卸売市場）

②地方卸売市場（中央卸売市場以外の卸売市場であって、その施設が一定規模以上のもので、都道府県知事の開設の許可を受けたもの）

③卸売市場であって、①②以外のもの（これについては、その開設又は業務に関し、都道府県条例で規制を行うことができるとされている）

【か 行】

◆開設区域

農林水産大臣が、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と定められた都市及びその周辺区域を指し、その区域を一体として流通の円滑化を図る必要があると認められる区域に指定した区域（当市場の開設区域は鹿児島市です）

◆開設者

（中央卸売市場）

農林水産大臣の認可を受けて中央卸売市場の施設を設置し、取引関係者などを収容して市場取引を行わせる者をいう。

（地方卸売市場）

都道府県知事の許可を受けて地方卸売市場の施設を設置し、取引関係者などを収容して市場取引を行わせる業務を行う者をいう。

◆買出人

市場の仲卸業者から市場の取扱物品を仕入れる者をいい、一般的には小売商、大口消費（需要）者、加工業者等である。

◆買付集荷（⇔委託集荷）

卸売業者が、出荷者等から物品を買付けて行う集荷方法をいう。かつては例外的方法とされ、ある一定の条件のもとで許可されていたが、平成16年の卸売市場法改正において、卸売業者の集荷力向上を目的として自由化され、現在では「委託集荷」とともに卸売業者にとって主要な集荷方法の一形態として認められている。

◆関連事業者

開設者の許可を受けて、市場機能を補完するため又は市場を利用する人達の便益を図るため、市場内の店舗、その他の施設において営業をしている者で、関連商品、雑貨販売、冷蔵庫業、飲食業、薬局などを営む者をいう。

◆コールドチェーン

生鮮食料品を生産から消費までの間、低温又は冷蔵や冷凍のまま物流する方式のことをいい、低温流通体系ともいう。

◆コンプライアンス

ルールに従って公正公平に業務を遂行すること。法令遵守。

【さ 行】

◆産地市場

卸売市場のうち、生産地又は水揚港などにある市場であって、出荷者から出荷された物品を他市場、主として消費地市場に出荷することを目的としている業者に対し卸売をする市場をいう。

◆直荷引き

仲卸業者が、産地の生産者又は団体、若しくは他市場の卸売業者から直接集荷することをいう。仲卸業者の直荷引きは原則として禁止されており、市場の卸売業者からの買入れが困難な場合において例外的に認められるが、市長の許可を受けることが条件となる。

◆市場運営協議会

卸売市場法第13条第1項の規定に基づき、市場の業務運営に関し必要な事項を調査審議するために設置されているもの。

◆市場取引委員会

市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議するために、市場及び取扱品目の部類ごとに設置されているもの。

◆JAS法（農林物資の規格及び品質表示の適正化に関する法律）

飲食良品などが一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS規格制度（任意の制度）」と原材料、原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示基準制度」からなっており、この法律で定められたルールに従い食品などにJASマークや原産地などの表示がされている。

◆商物一致

卸売市場法では、商品の売買取引は市場内で行い、かつその商品は市場内に存在し、すぐ引き渡せることが原則となっているが、平成16年度の卸売市場法改正に伴い例外規定のひとつとして開設者が承認した場合に限り、現物を見なくても適正に取引をすることが可能である商品について、電子情報処理組織（インターネットなど）による取引が可能となった。

◆せり売り

売り手が多数の買受希望者に互いに競争をさせ、売り手にとって最も有利となる価格で販売する方式であって、入札と異なり買受希望者が互いにその申し込み条件を知らずから競争する公開的方法である。

◆総合市場

青果物、水産物、花き、食肉、その他の物品のいずれか二つ以上、主として青果物、水産物、その他を取り扱う卸売市場をいう。

【た 行】

◆第三者販売

卸売業者が、仲卸業者、売買参加者以外の者に卸売りをする行為をいう。

◆転 送

- ①卸売業者の販売方法の一つで、開設区域内外の卸売市場の卸売業者や仲卸業者、売買参加者へ販売すること。中央卸売市場では開設者の許可を必要とする。
- ②仲卸業者、大手の売買参加者が、開設区域内外の比較的遠距離にある市場の卸売業者、仲卸業者、その他卸売商などに商品を分荷販売すること。

◆トレーサビリティ

生鮮食料品が生産地から食卓に届くまでの生産、加工、流通を追跡できるもので、その商品を「誰が」「何処で」生産したのかという出荷証明や生産履歴を記録して、消費者に商品の安全性を証明するシステムをいう。

【な 行】

◆仲卸業者

中央卸売市場又は地方卸売市場において、一定の店舗を設け、卸売業者から買受けた物品を仕分け、調整して分荷販売する者をいう。

◆中 食

「外食」と「内食」（家庭内で調理して食べること）の中間で、惣菜や弁当など外部で調理されたものを用いて家庭内で食事を行うこと。

【は 行】

◆売買参加者

中央卸売市場で、開設者の承認を受けて卸売業者からその取扱物品を買受ける資格のある者をいう。

【ら 行】

◆量販店

大量の物品を小売する百貨店、スーパーマーケット、セルフサービスストア、その他の大型小売店を総括していう。

資料 1 1 鹿児島市中央卸売市場整備計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 鹿児島市中央卸売市場（以下「中央卸売市場」という。）の中長期的な整備計画（以下「整備計画」という。）を策定するため、鹿児島市中央卸売市場整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 整備計画の策定に関すること。
- (2) その他整備計画に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる選任区分ごとに、当該各号に定める人数を市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2 人以内
- (2) 関係団体等に属する者 6 人以内
- (3) 公募に応じた者 2 人以内

(委員長等の職務)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員（委員長又は副委員長である委員を含む。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、中央卸売市場青果市場において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 30 日から施行する。

鹿児島市中央卸売市場整備計画検討委員会委員名簿（敬称略）

区 分	委 員 名	職 名 等	備 考
学識経験を有する者	佐野 雅昭	鹿児島大学水産学部教授	委員長
	岩元 泉	鹿児島大学農学部教授	副委員長
関係団体等に属する者	新納 時英	鹿児島市立科学館館長	
	石神 規子	鹿児島市地域消費者ガイド	
	岩屋 哲二	鹿児島県漁業協同組合連合会専務理事	
	坂元 碩範	鹿児島中央青果株式会社代表取締役社長	
	鬼丸 幸司	鹿児島県経済農業協同組合連合会園芸事業部長	
	酒匂 辰美	鹿児島市漁業協同組合代表理事組合長	
公募に応じた者	有菌 裕美子	公募委員	
	久賀 みず保	公募委員	

鹿児島市中央卸売市場整備計画

2009年（平成21年）3月

編集発行 鹿児島市経済局中央卸売市場

TEL 099-267-1311

FAX 099-267-1314